

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	生活保護に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、生活保護に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務の特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務。 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本人に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人の保護に関する事務。 <p>【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 保護の実施に関する事務 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 保護の停止又は廃止に関する事務 就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 保護に要する費用の返還に関する事務 徴収金の徴収に関する事務 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認履歴の管理 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 <p>※①～④は社会保険診療報酬支払基金に委託して行う</p>
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護関連ファイル(申請情報ファイル、保護(変更)決定情報ファイル、保護台帳ファイル、世帯員情報ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法という。’)第9条第1項 別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条 番号法第9条第2項 那珂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第二第9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施する 実施しない 未定

②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (1)情報提供を行う根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 43, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項</p> <p>(2)情報照会を行う根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表42の項</p> <p>2 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (1)情報提供を行う根拠 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第30条, 第39条, 第42条, 第44条, 第45条, 第50条, 第51条, 第55条, 第61条, 第65条, 第71条, 第76条, 第77条, 第78条, 第88条, 第89条, 第91条, 第98条, 第110条, 第127条, 第134条, 第143条, 第146条, 第153条, 第157条, 第160条, 第169条, 第170条, 第171条, 第172条, 第173条, 第174条</p> <p>(2)情報照会を行う根拠 第19条各号第44条各号</p> <p>3 番号法第19条第9号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	那珂川市健康福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 生活福祉課 Tel.092-408-9814
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 生活福祉課 Tel.092-408-9814
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分にしている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報を使用する事務に関して、端末及び使用職員を限定し、アクセス制限を徹底している。

